

第七回全国手をつなぐ育成会連合会全国大会福井大会 大会決議文

全国手をつなぐ育成会連合会（以下「全育連」という。）として令和二年四月に一般社団法人格を取得しましたが、時を同じくして新型コロナウイルス感染症のまん延が始まってしまいました。思うような育成会活動が展開できず、もどかしい思いをされた方も多いと思います。

しかし、徐々にはありますが、オンラインなどを活用することで、コロナ禍の中でも着実に活動を展開できてきたことは、知的障害のある人の福祉向上と権利擁護の確立に向けた活動を止めないという意味で大変重要です。また、対面での全国大会が二年連続で開催できなかった状況を考えると、式典中心ではありませんが、第七回全国手をつなぐ育成会連合会全国大会福井大会を挙行できることは、大きな喜びです。

国のうごきを見ると、この2年間で成年後見制度の抜本見直し議論の開始、障害者総合支援法・児童福祉法の改正、障害者差別解消法の改正による事業者の合理的配慮提供の義務化、新しい時代の特別支援教育の在り方の取りまとめなど、さまざまな法制度の見直しが進んでいます。そして、国際的には本年八月に国連障害者権利条約の対日審査が行われ、多くの分野で勧告がなされました。これを受け、今後さらなる法制度の見直しが不可欠な情勢です。

私たちも、育成会活動の原点である『共生社会』の実現に向け、知的障害のある人が一人の人として人権が尊重され、地域社会で安心して過ごせる当たり前の暮らしと幸せが実現するよう、さまざまな活動をさらに推し進めていく必要があります。

こうした状況を踏まえ、令和四年度の全国手をつなぐ育成会連合会全国大会福井大会を記念し、自然と歴史に彩られた「美しさ」と、多くの災禍から力強く立ち上がってきた「たくましさ」を併せ持つ福井県から、育成会活動の「新たな一歩」を全国に発信するため、次の事項を決議し、政府をはじめとする関係機関へ要望いたします。

一、新型コロナウイルス感染症については、育成会活動も含めて段階的に「ウィズコロナ」の対応を進め、障害福祉サービス事業所における過剰な抗原定性検査などを改めるとともに、減収が深刻になっている点を踏まえた支援策を国において講じること。

一、国連障害者権利条約の対日審査結果に照らして国内の障害者施策を点検し、障害当事者の声を踏まえつつ、早急に必要な法制度の改善を進めること。

一、知的障害のある人の権利擁護は育成会活動における最重要課題であることを踏まえ、次の取組みを強く求める。

(1) 福岡県久留米市での逮捕事案でもみられたように、行動障害のある人は虐待被害に遭いやすく、かつ支援が手薄いため、行動障害に対する支援を早急に手厚くすること。

(2) 障害者差別解消法の改正で義務化される事業者における合理的配慮の提供が知的・発達障害の特性を踏まえたものとなるよう、十分に事業者に対する周知と知的・発達障害の特性に関する啓発を展開すること。

(3) 成年後見制度の見直しに当たっては、全育連で実施したアンケートでも明らかとなった、後見人等の柔軟な交代、真に必要な時のみの利用、チーム支援、公費による負担も含めた後見報酬の軽減などを実現すること。

(4) 権利擁護の基本は意思決定支援であり、障害福祉サービスだけでなく、医療分野や教育分野、労働分野にも広がっていくこと。

一、共生社会の理念は、社会を形成するすべての分野で広めることから、津久井やまゆり園事件を決して忘れることなく、差別意識や優生思想をなくす啓発など、共生社会づくりの取組みを続けていくこと。

一、知的障害のある人の自立と暮らしの維持に不可欠な障害基礎年金の支給額引上げや新たな加算の設定を進めるとともに、知的障害が基本的に状態変化のない障害であることを踏まえて審査基準の改善を図ること。

一、中軽度知的障害の人も含めて医療費助成を受けられるよう、国として制度の拡充を全国に働きかけること。

一、知的障害のある人の大半が家族と同居している現状を改善するため、重度障害のある人や高齢期を迎えた人も暮らし続けることができるグループホームを整備し、重度訪問介護や行動援護をはじめとするヘルパー制度の利用対象を拡大するとともに、障害福祉人材を確保すること。

一、グループホーム家賃補助制度について、金額の引上げと地域別基準額の設定などの充実を図るとともに、一人暮らしなど暮らしの選択肢を広げるため、制度の一般住居への拡大を図ること。

一、知的障害のある人が地域のアパートなどをスムーズに借りられるよう、居住支援協議会や居住支援法人の設置を進め、賃貸住宅の家賃を助成する家賃低廉化補助制度を全国で実施すること。

一、知的障害のある人と家族が安心して地域で暮らすことができるよう、地域生活支援拠点、基幹相談支援センターの整備と機能拡充を実現すること。また、相談支援事業（計画相談）を希望する全ての知的障害のある人が利用できる制度とすること。

一、重度知的障害のある人にも対応した就労環境の整備と、短時間労働を含む多様な働き方を充実させること。あわせて、本人の希望や状態に応じて働き方を選び、全国どこでも就労移行支援、就労定着支援、就労継続支援が利用できるよう、就労系障害福祉サービス事業所の計画的整備を推進すること。

一、知的障害のある人が生涯を通じて教育や文化芸術、スポーツなどさまざまな機会に親しむことができるよう、福祉や労働も含めた関係施策と連動しながら支援すること。

一、未就学期における良質な発達支援・療育の提供と、学校教育における適切な個別の合理的配慮の提供を実現すること。とりわけ地域の小中学校において、知的障害や発達障害の行動特性を踏まえた指導を行うことができる教員の養成と配置を進めること。

一、障害児を育てる保護者の就労保障と、子どもの育ちが両立できる制度、サービスを整えること。あわせて児童期における親子支援やヤングケアラー問題を含む兄弟姉妹への支援を充実させ、地域からの孤立を防止すること。

一、知的・発達障害の行動特性を踏まえた避難所における合理的配慮を推進するとともに、すべての市町村へ福祉避難所の設置と事前公開を進めるほか、避難行動要支援者制度について知的障害者も含めて個別避難計画の策定を推進すること。

一、療育手帳（愛の手帳・みどりの手帳）の法定化を実現し、現行よりも不利が生じない形で判定基準や呼称を統一するとともに、手帳のカード化を選択できるようにすること。

一、公共交通運賃の割引について、中軽度知的障害の場合でも付添い者を対象とすること。

一、育成会の活動は知的障害のある人本人が中心であり、全国各地で本人活動を積極的に支援し、本人の声を実現すること。

一、国や地方自治体において、公的な会議へ知的障害のある人を委員として位置付けること。そのためにも、各育成会は積極的に知的障害のある人を役員として迎え入れ、全育連では知的障害のある人が役員として活躍するために必要な配慮などを具体的に検討すること。

以上、決議します。

令和四年十一月二十日

第七回全国手をつなぐ育成会連合会全国大会福井大会 参加者一同